

真岡市の給与・定員管理等の状況について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 （平成 23 年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 （B／A）	（参考） 前年度の 人件費率
平成 23 年度	78,879 人	千円 30,261,497	千円 2,920,663	千円 3,841,323	12.7%	13.4%

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 （B／A）	（参考） 類似団体平均 1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23 年度	人 437	千円 1,685,000	千円 216,197	千円 606,413	千円 2,507,610	千円 5,738	千円 5,886

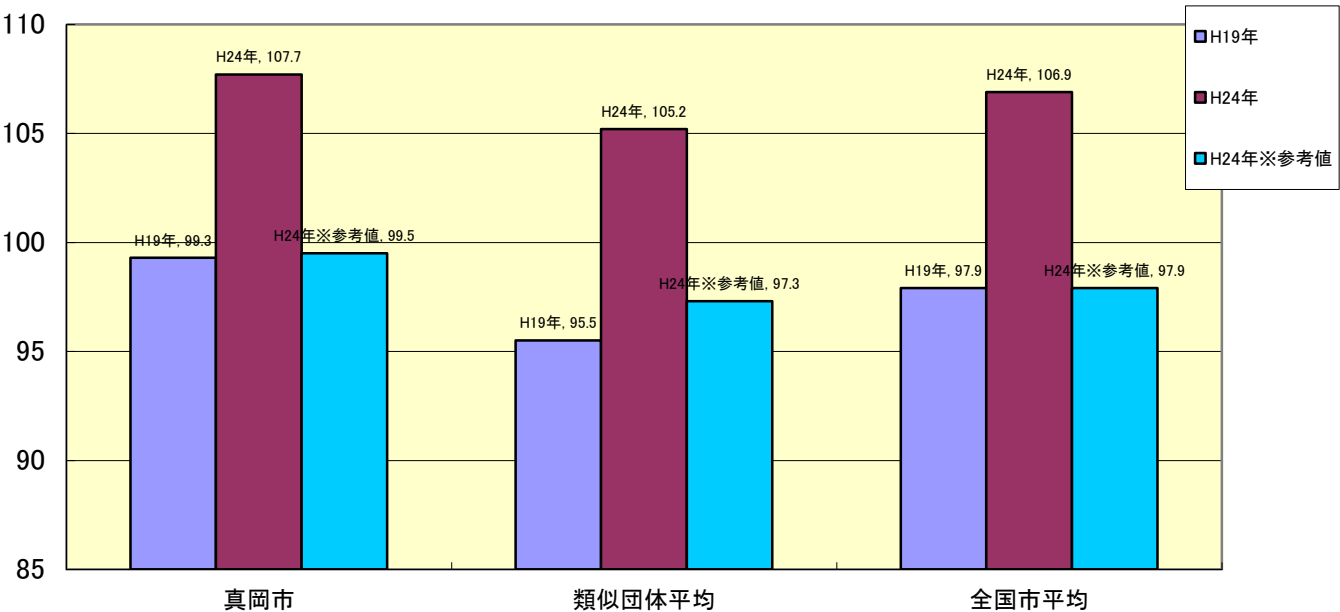
（注） 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

2 職員数は平成 23 年 4 月 1 日現在的人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分	平成 24 年	平成 19 年
真 岡 市	107.7（99.5）	99.3
類似団体平均	105.2（97.3）	95.5
全国市平均	106.9（98.8）	97.9

・括弧内は参考値 ※(注)3



（注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 1 0 0 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2. 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号級の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200

（注）給料月額は、給料抑制措置を行う前のものです。

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
真岡市	44.8 歳	348,396 円	393,541 円	371,607 円
栃木県	44.2 歳	332,969 円	413,895 円	364,468 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917 円)	—	372,906 円 (401,789 円)
類似団体	43.6 歳	329,488 円	386,019 円	357,999 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均 給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
真岡市	50.3 歳	39 人	302,051 円	322,781 円	311,154 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	57.0 歳	6 人	317,367 円	323,767 円	318,450 円	調理士	41.3 歳	246,900 円	1.31
うち 用務員	47.8 歳	19 人	291,074 円	304,647 円	298,100 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.47
うち 清掃職員	53.8 歳	6 人	317,150 円	342,403 円	328,567 円	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,200 円	1.19
うち 自動車運転 手	50.3 歳	7 人	310,257 円	358,347 円	328,043 円	自家用乗用 自動車運転手	53.5 歳	243,400 円	1.47
栃木県	48.7 歳	361 人	326,697 円	379,956 円	352,726 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	3479 人	270,465 円 (285,030)	—	307,506 円 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	38 人	296,866 円	321,068 円	308,632 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
真岡市	—	—	—
うち 学校給食員	5,188,500 円	3,265,800 円	1.59
うち 用務員	4,874,161 円	2,861,400 円	1.70
うち 清掃職員	5,438,140 円	3,989,200 円	1.36
うち 自動車運転手	5,643,966 円	3,014,000 円	1.87

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段は全ての手当（通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外手当、特殊勤務手当、宿日直手当）込みのもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 技能労務職員における民間データは、厚生労働省が公表している「賃金基本構造統計調査」による、栃木県内の平成21年から平成23年の3ヶ年平均の数値です。ただし、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均の数値を記載しています。
- 6 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		真岡市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 円（172,200 円）〔Ⅱ種〕
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 円（140,100 円）〔Ⅲ種〕
技能労務職	高校卒	133,100 円	140,100 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定法による措置がないとした場合の値（減額値）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

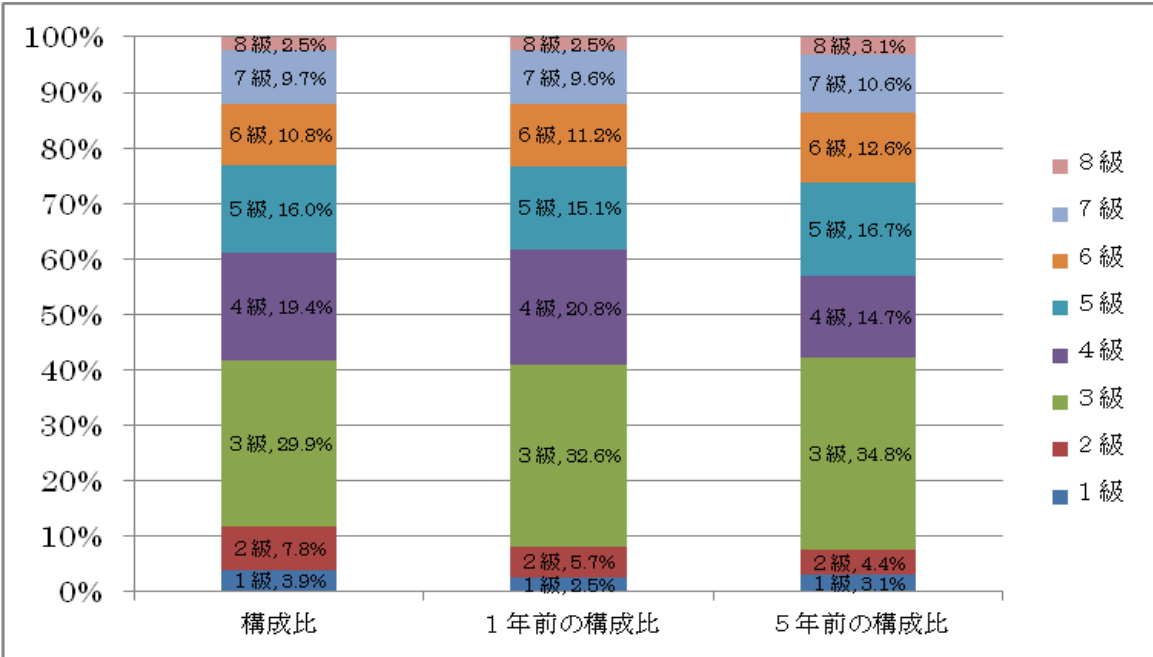
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700 円	311,200 円	360,450 円
	高校卒	—	277,200 円	315,400 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

※表中の「—」は該当する職員がいない階層です。

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務	主事・技師 主事補 技師補	主事 技師	主査	副主幹	係長	課長補佐	課長	部長	
職員数	14 人	28 人	108 人	70 人	58 人	39 人	35 人	9 人	361 人
構成比	3.9%	7.8%	29.9%	19.4%	16.0%	10.8%	9.7%	2.5%	100.0%



(注) 平成18年に、9級制から8級制に変更しました。変更は、給料表の1級及び2級を新給料表の1級に、旧給料表の4級及び5級を新給料表の3級に統合して、4級以上の標準的な職務内容を改正したものです。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

①勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、勤務評定を実施しています。

平成24年度は10月1日と3月1日を評定日として実施しました。

(内容の詳細については、真岡市職員の勤務評定規則を参照)

なお、平成20年度から、人材育成を主眼としつつ、より能力・業績を評価基準に取り入れた新しい人事評価制度に移行しました。

②昇給への勤務成績の反映状況

平成25年1月1日の昇給において、部課長職については昇給区分の上位区分(3～8号給)への決定は行ないませんでした。

なお、部課長職以外の職員については、一般行政職(市長部局)の職員名中、上位区分に決定した者が35名(14.9%)、標準区分(4号給)に決定した者が205名(67.9%)、下位区分(0～2号給)に決定したものが7名(2.3%)、最高号給者が45名(14.9%)でした。

5. 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当及び退職手当

真 岡 市	栃 木 県	国
(平成 23 年度支給割合) ◎特定幹部職員 (7 級・8 級職員) 期末手当 勤勉手当 2.2 月分 1.75 月分 ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) (0.65)	(平成 23 年度支給割合) ◎特定幹部職員 (7 級・8 級職員) 期末手当 勤勉手当 2.2 月分 1.75 月分 ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) (0.65)	(平成 23 年度支給割合) ◎特定幹部職員 (7 級・8 級職員) 期末手当 勤勉手当 2.2 月分 1.75 月分 ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) (0.65)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%
1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度) 1,486 千円	1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度) 1,609 千円	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

平成 24 年度における勤勉手当への勤務実績の反映状況

①勤務成績の評定の実施状況

地方公務員第 40 条に基づき、勤務評定を実施しています。

平成 24 年度は 10 月 1 日と 3 月 1 日を評定日として実施しました。

(内容の詳細については、真岡市職員の勤務評定規則を参照)

なお、平成 20 年度から、人材育成を主眼としつつ、より能力・業績を評価基準に取り入れた新しい人事評価制度に移行しました。

②勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成 24 年 6 月期及び 12 月期の勤勉手当において、部長職、課長職及び課長補佐職に対して勤務実績を反映して勤勉手当の成績率を決定しました。

なお、係長職以下の職員については、勤務実績を反映した勤勉手当の成績率の決定は行なっていません。

(2) 退職手当 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

真 岡 市	国
自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.50 月分 30.55 月分 勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1 人当たり平均支給額 23,772 千円	自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.50 月分 30.55 月分 勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当

支給実績（平成23年度決算）		347,376 円	
職員全体に占める支給職員の割合（平成23年度決算）		1.6%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成23年度）		43,422 円	
手当の種類（手当の数）		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症予防 作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒、駆除及び生活用水の供給作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒、駆除及び生活用水の供給作業	日額 1,000 円
行路死病人収容 作業手当	行路死病人の収容作業に従事した職員	行路死病人の収容作業	行路病人 1 回 2,000 円 行路死亡人 1 回 4,000 円
災害復旧作業手当	災害の現場で救援及び復旧作業に従事した職員	災害の現場での救援及び復旧作業	日額 500 円
清掃業務作業手当	清掃事業所に勤務し、現場で直接に収集、運搬、処分などに従事した職員	現場でのゴミの収集、運搬、処分など	日額 500 円
犬、猫死体処理 作業手当	犬、猫死体処理作業に従事した職員	犬、猫の死体処理作業	日額 300 円

(4) 時間外勤務手当

平成 23 年度決算	支 給 総 額	84,713 千円
	職員 1 人当たり支給年額	211 千円
平成 22 年度決算	支 給 総 額	98,665 千円
	職員 1 人当たり支給年額	238 千円

(5) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

・支給対象職員及び支給額等

区 分	支給対象職員	支給額	国の制度との異同	国の制度と異なす内容
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人は11,000円) ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—
住居手当	自ら居住する住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員または、世帯主で自己の所有する住宅を持つ職員	・借家、借間居住者 家賃の額に応じ、最高27,000円まで	同じ	—
通勤手当	交通機関を利用し、または自動車等を使用して通勤する職員	・交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高55,000円まで ・自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額3,300円から24,500円	異なる	自動車等使用者の支給額決定の際の距離区分
管理職手当	管理または監督の地位にある職員	・部長級職員 70,400 円 ・課長級職員 53,100 円 ・課長補佐級職員 41,500 円 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、部長級及び課長級職員は以下の額に減額 ・部長級職員 65,400 円 ・課長級職員 50,900 円	異なる	職の区分及び支給率
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員	宿日直勤務または日直勤務1回につき6,600円 ただし、勤務時間が5時間未満の場合は2,300円	異なる	支給額

・支給実績及び1人あたり平均支給年額 (平成23年度決算)

区 分	支給実績	支給職員1人あたり 平均支給年額
扶養手当	50,634 千円	214,549 円
住居手当	13,552 千円	246,393 円
通勤手当	28,295 千円	71,634 円
管理職手当	46,775 千円	563,559 円
宿日直手当	1,952 千円	8,067 円

(注) 支給職員1人あたり平均支給年額は、支給実績及び支給職員数により計算したものです。

6. 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		減 額 措 置		(参考) 類似団体における最高／最低額	
給料	市 長	1,015,000 円		平成 15 年 1 月 1 日より、 左記から以下の額を減額 市 長 100,000 円 副市長 70,000 円		市 長 1,030,000 円 / 401,500 円 副市長 849,000 円 / 399,600 円	
	副市長	805,000 円					
報酬	議 長	530,000 円		平成 23 年 7 月 1 日より、 左記から以下の額 (20%) を減額 議 長 106,000 円 副議長 87,000 円 議 員 81,000 円		議 長 543,000 円 / 305,000 円 副議長 503,000 円 / 250,000 円 議 員 457,000 円 / 240,000 円	
	副議長	435,000 円					
議 員	405,000 円						
期末 手当	市 長	(平成 23 年度支給割合) 6 月期 1.40 月分					
	副市長	1 2 月期 1.55 月分 計 2.95 月分					
	議 長	(平成 23 年度支給割合) 6 月期 1.40 月分					
	副議長	1 2 月期 1.55 月分 計 2.95 月分					
退職 手当	栃木県市町村職員総合事務組合に加入 (算定方式)						(支給時期)
	市 長	在職月数×給料月額× 4 2 / 1 0 0				任期終了毎に支給	
	副市長	在職月数×給料月額× 2 5 / 1 0 0					

7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

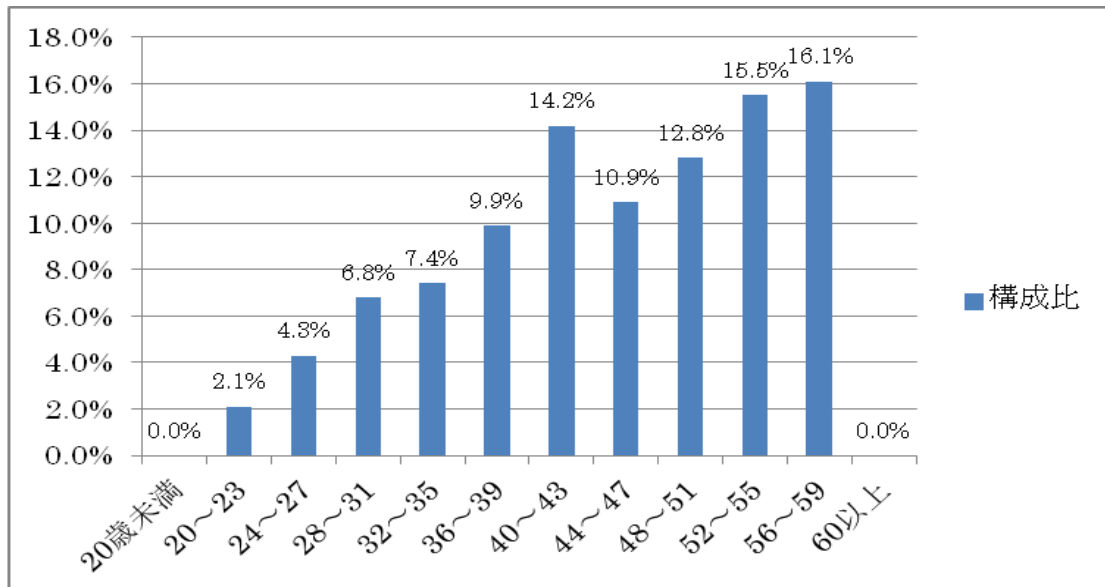
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減数	主 な 増 減 要 因
		平成 23 年度	平成 24 年度		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	—	
	総務企画	105	104	△1	事務の統廃合・縮小による人員減
	税 務	30	29	△1	事務の統廃合・縮小による人員減
	民 生	61	61	—	
	衛 生	42	43	1	清掃センター嘱託退職の補充による職員増
	労 働	—	—	—	
	農林水産	25	24	△1	事務の統廃合・縮小による人員減
	商 工	9	9	—	
	土 木	55	54	△1	事務の統廃合・縮小による人員減
	小 計	334	331	△3	(参考) 人口 10,000 人当たり職員数 42.0 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 60.37 人)
特別行 政部門	教 育	104	99	△5	職員の退職による人員減
	小 計	104	99	△5	
普通会計 計		438	430	△8	(参考) 人口 10,000 人当たり職員数 54.5 人 (類似団体の人口 10,000 人当たり職員数 79.34 人)
公営企 業等会 計部門	水 道	12	12	—	
	下 水 道	16	16	—	
	そ の 他	30	28	△2	企業誘致課業務係の業務縮小による人員減
	小 計	58	56	△2	
合 計		496	486	△10	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時、非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 0	人 10	人 21	人 33	人 36	人 48	人 69	人 53	人 62	人 75	人 78	人 0	人 485



(3) 職員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

部 門	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	359	348	341	341	334	331	△28 (△7.8)
教育	129	122	111	105	104	99	△30 (△23.3)
普通会計計	488	470	452	446	438	430	△58 (△11.9)
公営企業等会計	75	73	70	61	58	56	△19 (△25.3)
総合計	563	543	522	507	496	486	△77 (△13.7)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 旧二宮町との合併前(平成20年以前)については、合併前の旧真岡市と旧二宮町の合計職員数

8. 公営企業職員の状況

◎水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費 比率
平成 23年度	千円 1,137,583	千円 219,102	千円 69,630	6.1%	6.0%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費	(参考)市町村の 一人当たり 平均給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 23年度	人 11	千円 46,193	千円 6,556	千円 16,881	千円 69,630	千円 6,330	千円 6,350

(注) 職員数は平成24年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
真岡市	45.2 歳	356,154 円	525,993 円
市町村平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 1. 基本給は給料と扶養手当を合計した数値です。

2. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3. 市町村平均の数値は政令指定都市を除いた数値です。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

真 岡 市	他市町村
平成 23 年度支給割合) ◎特定幹部職員 (7 級・8 級職員) 期末手当 勤勉手当 2.2 月分 1.75 月分 ◎特定幹部職員以外の職員 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.35 月分 (1.45) (0.65)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	
1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度) 1,534,652 円	市町村 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度) 1,492,494 円

(注) 支給割合、加算措置の状況は一般行政職と同じです。

② 退職手当 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

真 岡 市	他市町村
自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.50 月分 30.55 月分 勤続 25 年 33.50 月分 41.34 月分 勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1 人当たり平均支給額 退職者無し	他市町村 1 人当たり平均支給額 15,252,431 円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 23 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当

支給実績 (平成 23 年度決算)		—	
職員全体に占める支給職員の割合 (平成 23 年度決算)		—	
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度)		—	
手当の種類 (手当の数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症予防 作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒、駆除及び生活用水の供給作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒、駆除及び生活用水の供給作業	日額 1,000 円
災害復旧作業手当	災害の現場で救援及び復旧作業に従事した職員	災害の現場での救援及び復旧作業	日額 500 円

注：平成 23 年度は、特殊勤務手当の支給はありませんでした。

④ 時間外勤務手当

平成 23 年度決算	支 給 総 額	1,116 千円
	職員 1 人当たり支給年額	140 千円
平成 22 年度決算	支 給 総 額	3,121 千円
	職員 1 人当たり支給年額	347 千円

⑤ その他の手当（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	支給対象職員	支給額	一般行政職の 制度との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、 子等を有する職員	・ 配偶者 13,000 円 ・ 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち 1 人は 11,000 円) ・ 満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日 から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日 までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ
住居手当	自ら居住する住宅を借り 受け、月額 12,000 円を超 える家賃を支払っている 職員、または、世帯主で自 己の所有する住宅を持つ 職員	・ 借家、借間居住者 家賃の額に応じ、最高 27,000 円まで	同じ
通勤手当	交通機関を利用し、または 自動車等を使用して通勤 する職員	・ 交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高 55,000 円まで ・ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額 3,300 円から 24,500 円	同じ
管理職手当	管理または監督の地位に ある職員	・ 部長級職員 70,400 円 ・ 課長級職員 53,100 円 ・ 課長補佐級職員 41,500 円 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで、部長 級及び課長級職員は以下の額に減額 ・ 部長級職員 65,400 円 ・ 課長級職員 50,900 円	同じ

支給実績及び 1 人あたり平均支給年額（平成 23 年度決算）

区 分	支給実績	支給職員 1 人当たり 平 均 支 給 年 額
扶養手当	1,620 千円	270,000 円
住居手当	320 千円	320 千円
通勤手当	959 千円	87,164 円
管理職手当	1,597 千円	532,412 円